

教育委員会における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|-------------------------------|-----------|------------|----------------------|----------------------------------|-----------------------|---|--------|
| 1 | 教育支援課 | 沖縄県特別支援教育就学奨励事務システム改修等に係る委託業務 | 令和4年6月1日 | 11,110,000 | 富士通Japan株式会社 沖縄支社 | 沖縄県那覇市久茂地1-12-12ニッセイ那覇センタービル | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 特別支援教育就学奨励事務システムは、番号制度に対応したシステムであり、システムの構築・保守を行っている左記事業者は、システムの構造等を熟知している。そのため、適正で効率の良い作業が期待でき、また万が一障害が発生した場合に復旧するためのノウハウを有していることから迅速な対応が可能であると判断し選定した。 | |
| 2 | 教育支援課 | 沖縄県バス通学費支援事業専用OKICA発行業務委託 | 令和4年4月8日 | 20,091,500 | 沖縄ICカード株式会社 | 沖縄県那覇市久米2丁目4番13号 明治安田生命沖縄ビル4階 | 167条の2第1項第2号 | OKICAは、沖縄ICカード株式会社によって管理・運営がなされており、同社でなければ、本事業用に設定された専用OKICAの発行ができないため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 3 | 施設課 | 宮古工業高校(コンピュータ室、講義室)空調工事 | 令和4年6月21日 | 9,900,000 | 株式会社 丸秀 | 宮古島市平良字東仲宗根350番地 | 施行令第167条の2第1項第8号 | 公告第6号にて一般競争入札に付し、3回目の入札においても落札者がいないことから、応札のあった2者より見積を徴収し随意契約を行った。また、当該工事は室内施工を夏休み期間中に予定しており、随意契約をすることにより早期に工事着手が可能となる。 | |
| 4 | 学校人事課 | 令和4年度産業医委託 | 令和4年4月1日 | 1,252,800 | 個人につき非公表 | 個人につき非公表 | 第167条の2第1項第2号 | 産業医は、医師のうちから選任することになっており、医師であることに加えて職員の健康管理等に関する専門的知識が必要とされる。今回の契約の相手方は、沖縄労働局労働衛生指導医や沖縄産業保健総合支援センター相談員を努めるなど、沖縄県労働者の産業保健活動に関して、豊富な経験と実績を有している。同氏を産業医として選任することにより、職員の健康管理及び労働衛生教育に関して十分な指導、助言が期待できるため。 | 特命随意契約 |
| 5 | 学校人事課 | 令和4年度人間ドック式健康診断に関する業務委託 | 令和4年4月28日 | 2,424,200 | 公立学校共済沖縄支部 | 那覇市泉崎1丁目2番2号 | 第167条の2第1項第2号 | 公立学校共済組合沖縄支部は組合員の福利厚生の一環として人間ドックを実施しており、職員が多くが人間ドックを受診している。したがって、同支部に健診の実施を委託し、健診結果の提供を受けることで、効率的に職員の健康状態を把握し、疾病の予防や健康増進を図ることができるため。 | 特命随意契約 |

教育委員会における随意契約の実績（令和4年度1／四半期分）

単位：円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|----------------------------|-----------|------------|---|---|-------------------|--|-----|
| 6 | 県立学校教育課 | キャリア・ビルドアップ事業「就職活動キックオフ研修」 | 令和4年4月1日 | 32,695,000 | キックオフ研修事業コンソーシアム ①株式会社ケイオーパートナーズ ②一般社団法人グッジョブおきなわプロジェクト | ①沖縄県那覇市樋川1丁目27番11号 ②沖縄県那覇市安里10番地4 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行い、企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当団体が職業紹介業務及び職業意識啓発等の関連事業に精通していると判断したため契約の相手方として選定した。 | |
| 7 | 県立学校教育課 | 令和4年度合理的配慮に係る環境整備事業業務委託 | 令和4年4月1日 | 9,150,000 | わくわくの会・サイオンコミュニケーションズコンソーシアム ①(特非)わくわくの会 ②サイオンコミュニケーションズ(株) | ①沖縄県中頭郡西原町字小橋川91番地の1 ②沖縄県宜野湾市宇地泊558-18 宜野湾ベイサイド情報センター3-1 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザルによる企画提案を受け、厳正に審査した結果、当団体が特別支援教育を理解し、必要な専門知識を有し、柔軟に合理的配慮を提供することができるかと判断したため。 | |
| 8 | 県立学校教育課 | 就業体験(インターンシップ)受入事業所開拓業務委託 | 令和4年4月1日 | 8,742,000 | 株式会社ケイオーパートナーズ | 沖縄県那覇市樋川1丁目27番11号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行い、企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社は、受入事業所における就業体験の現状及び課題に精通しており、企画提案内容が最も優れていたことから、契約の相手方として選定した。 | |
| 9 | 県立学校教育課 | 令和4年度就学継続支援員配置事業業務委託 | 令和4年4月4日 | 56,269,000 | 特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき | 沖縄県沖縄市高原6丁目7番40号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、左の社の提案は、本事業の目的を踏まえた事業者の明確な考え方が示されており、本県の現状と課題を的確に認識し、具体的かつ合理的に事業提案されていた。また、組織体制や事業を適切に遂行できる能力を有し、費用積算においても、経済的かつ合理的な積算となっていたことから選定した。 | |
| 10 | 県立学校教育課 | キャリア・ビルドアップ事業「高度人材育成事業」 | 令和4年4月25日 | 26,116,000 | 株式会社ケイオーパートナーズ | 沖縄県那覇市樋川1丁目27番11号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行い、その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、業者選定方針及び審査最低基準を満たし、事業を遂行できる見込みが高かったことから、契約の相手方として選定した。 | |

教育委員会における随意契約の実績（令和4年度1／四半期分）

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|---------------------------|-----------|------------|--|---|-------------------|---|--------|
| 11 | 県立学校教育課 | キャリア・ビルドアップ事業「キャリア教育推進事業」 | 令和4年4月25日 | 7,383,000 | キャリア教育推進事業受託コンソーシアム ①株式会社ケイオーパートナーズ ②一般社団法人グッジョブおきなわプロジェクト ③株式会社キャリアリンク | ①沖縄県那覇市樋川1丁目27番11号 ②沖縄県那覇市安里10番地4 ③大阪府大阪市中央区東心斎橋1-14-15 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行い、企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社は、キャリア教育の現状及び課題に精通しており、企画提案内容がより優れていたことから、契約の相手方として選定した。 | |
| 12 | 県立学校教育課 | 令和4年度進学エンカレッジ推進事業業務委託 | 令和4年5月9日 | 66,091,000 | (株)近畿日本ツーリスト 沖縄 | 那覇市久米2丁目4番16号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行い、企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、業者選定方針及び審査最低基準を満たし、事業を遂行できる見込みが高かったことから、契約の相手方として選定した。 | |
| 13 | 県立学校教育課 | 県立学校法律相談・研修活用事業の実施に係る委託 | 令和4年5月10日 | 352,000 | 個人につき非公表 | 個人につき非公表 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄弁護士会と締結した協定に基づき、推薦を受けた弁護士を選任した。 | 特命随意契約 |
| 14 | 県立学校教育課 | 県立学校法律相談・研修活用事業の実施に係る委託 | 令和4年5月10日 | 281,600 | 個人につき非公表 | 個人につき非公表 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄弁護士会と締結した協定に基づき、推薦を受けた弁護士を選任した。 | 特命随意契約 |
| 15 | 県立学校教育課 | 県立学校法律相談・研修活用事業の実施に係る委託 | 令和4年5月10日 | 184,800 | 個人につき非公表 | 個人につき非公表 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄弁護士会と締結した協定に基づき、推薦を受けた弁護士を選任した。 | 特命随意契約 |
| 16 | 県立学校教育課 | 県立学校法律相談・研修活用事業の実施に係る委託 | 令和4年5月10日 | 123,200 | 個人につき非公表 | 個人につき非公表 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄弁護士会と締結した協定に基づき、推薦を受けた弁護士を選任した。 | 特命随意契約 |

教育委員会における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|--------------------------------|-----------|-----------|--|--|------------------|--|--------|
| 17 | 県立学校教育課 | 県立学校法律相談・研修活用事業の実施に係る委託 | 令和4年5月10日 | 70,400 | 個人につき非公表 | 個人につき非公表 | 第167条の2第1項第2号 | 沖縄弁護士会と締結した協定に基づき、推薦を受けた弁護士を選任した。 | 特命随意契約 |
| 18 | 県立学校教育課 | 県立学校法律相談・研修活用事業の実施に係る委託 | 令和4年5月10日 | 70,400 | 個人につき非公表 | 個人につき非公表 | 第167条の2第1項第2号 | 沖縄弁護士会と締結した協定に基づき、推薦を受けた弁護士を選任した。 | 特命随意契約 |
| 19 | 義務教育課 | 令和4年度「24時間子どもSOSダイヤル」夜間・休日業務委託 | 令和4年4月1日 | 4,620,000 | ダイヤル・サービス(株) | 東京都千代田区三番町6番地2 | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社は業者選定方針及び審査最低基準を満たし、事業を遂行できる見込みが高かったことから、契約の相手方として選定した。 | |
| 20 | 義務教育課 | 沖縄県学力向上新Webシステム保守・運用業務委託契約書 | 令和4年4月1日 | 1,452,000 | オーシーシー共同企業体 ①(株)オーシーシー ②(株)システム研究所 ③学悠出版(株) | ①浦添市沢岬2丁目17番1号 ②福井県福井市御幸2丁目17番25号 ③愛知県名古屋市中千種区千種1丁目15番1号 | 第167条の2第1項第2号 | 既存のシステムである「沖縄県学力向上新Webシステム」は、「学力アップ君プラス」がカスタマイズされたものである。今回、「沖縄県学力向上新Webシステム」の保守・運用を委託するためには、「学力アップ君プラス」を本県の要望等に応じて保守・運用する必要がある。「学力アップ君プラス」の開発元は、(株)システム研究所である。 (株)システム研究所は、本県においては、(株)オーシーシー及び学悠出版(株)と三社でオーシーシー共同企業体を組織して業務を行っており、当該業務契約の目的物はオーシーシー共同企業体でなければ納入できないため随意契約を行う。 | 特命随意契約 |
| 21 | 義務教育課 | 令和4年度沖縄県子育て支援員研修事業業務委託契約 | 令和4年5月16日 | 4,184,000 | 株式会社 東京リーガルマインド | 東京都千代田区神田三崎町二丁目2番12号 | 167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、研修の実施方法や事業実施体制等が高評価であったため、契約の相手方として選定した。 | |

教育委員会における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|-------------------------------|-----------|------------|-------------------|------------------------------------|------------------|---|--------|
| 22 | 保健体育課 | 人間ドック式健康診断に関する業務委託契約単価契約 | 令和4年4月28日 | 29,822,000 | 公立学校共済組合沖縄支部 | 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 | 第167条の2第1項第2号 | 県教委は県立学校職員へ定期健康診断を行う義務があるが、職員が左記組合の費用助成により人間ドックを受診した場合、定期健診の実施が不要になる。そこで、職員の間ドック受診に係る一部費用を負担し、健診結果の提供を受ける随意契約を左記組合と締結した。 | 特命随意契約 |
| 23 | 文化財課 | 令和4年度首里城公園地内の文化財等の管理委託に関する契約 | 令和4年4月1日 | 13,059,990 | (一財)沖縄美ら島財団 | 沖縄県本部町字石川888 | 第167条の2第1項第2号 | 沖縄美ら島財団が首里城公園地内の指定管理者となっており、所有している文化財等について、公園地内にあるため、管理の一元化を図るために選定した。 | 特命随意契約 |
| 24 | 文化財課 | 首里城跡継世門櫓修復に係る調査・実施設計業務委託 | 令和4年6月13日 | 1,012,000 | 金城建設 | 沖縄県那覇市泊2-5-5 ライオンズマンションソフィア泊303 | 第167条の2第1項第2号 | 本件は、歴史的建造物の修復に伴う業務内容であり、特殊な技術を必要とする。特に、漆芸を伴う伝統的建設技術を用いた木造建造物の補修・復元を行うことのできる技術と実績を有するのは、県内において左社に限られることから契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 25 | 文化財課 | 首里城跡南城郭城壁修復工事に係る調査設計業務委託 | 令和4年6月16日 | 6,039,000 | 株式会社国建 | 沖縄県那覇市久茂目1丁目2番20号 | 第167条の2第1項第2号 | 本件は史跡指定範囲かつ世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成要素に対する業務であり、修復に当たっては復元であっても真实性の保護が評価基準を維持する上で不可欠となるため、グスクの石積修復に関する経験・知識を特に必要とする。左社は、城壁等の保存修理調査設計業務関連の実績があり、現場の状況等に特に精通しているため、緊急的に調査・設計業務を実施する必要がある本件において契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 26 | 文化財課 | 琉球王国交流史・近代沖縄史料デジタルアーカイブ保守業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,070,520 | 株式会社 国建システム | 沖縄県那覇市久茂地1-2-20 | 第167条の2第1項第2号 | 当該「琉球王国交流史・近代沖縄史料デジタルアーカイブ」は、令和3年度に企画提案方式により株式会社 国建システムが委託を受けて開発したシステムである。企画提案の内容である保守、維持管理費用及びその妥当性も評価されていること、また、システムのプログラム内容等を熟知していることから、万が一障害が発生した場合に迅速に対応ができるため。 | 特命随意契約 |
| 27 | 中頭教育事務所 | 公立学校教職員に係る手話通訳者派遣事業委託単価契約 | 令和4年4月1日 | 1,232,640 | 一般社団法人 沖縄県聴覚障害者協会 | 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟3階 | 第167条の2第1項第2号 | 学校からの派遣要請に随時対応可能な体制を整え、安定的に高い技術を有する手話通訳者を派遣できるのは県内では沖縄県聴覚障害者協会のみであることから、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |

教育委員会における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|-------------------------------|-----------|-----------|------------------|---------------------|------------------|--|--------|
| 28 | 総合教育センター | 産業技術教育用実習機器保守管理業務 | 令和4年4月1日 | 4,730,000 | 前原エンタープライズ(株) | 那覇市銘苅1丁目14番16号 | 第167条の2第1項第2号 | 沖縄県の指名競争入札参加資格者名簿5-7欄(計測機器)及び5-9欄(工作機器)に登載されており、いずれの業種目も取り扱える業者は、3業者であった。さらにその中で保守管理対象機器の「数値制御工作機器」を取り扱えるのは、1業者のみであったため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 29 | 図書館 | 令和4年度新刊マーク作成等委託業務契約 | 令和4年4月1日 | 2,420,000 | (株)図書館流通センター | 東京都文京区大塚3丁目1番1号 | 第167条の2第1項第2号 | 図書館システムのマーク作成業務委託業者については、システム導入調査検討委員会において、書誌データの網羅性・正確性・詳細性・提供速度等に係る評価に基づき、4社提案の中から(株)図書館流通センターを選定し、その規格に適合する形でデータベースを構築した経緯がある。他社のものに変更するには追加でシステムカスタマイズ費用等が発生する他、書誌データの検索・編集や選書等の業務に支障を来すことが想定されることから、(株)図書館流通センターと随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 30 | 埋蔵文化財センター | 重要文化財 沖縄県首里城京の内跡出土陶磁器保存修理業務委託 | 令和4年5月12日 | 4,720,430 | 株式会社 芸匠 | 東京都杉並区和田3-60-13 | 第167条の2第1項第2号 | 国指定重要文化財の保存修理を行う本業務では、特殊な技能を必要とし、また、重要文化財の価値を損なうことの無いよう修理技術・技法の一貫性を保つ必要があるため、これまで継続して委託している事業者を契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 31 | 埋蔵文化財センター | パソコン機器一式賃貸借業務(県内遺跡) | 令和4年4月25日 | 1,061,170 | 富士ファイルムBI沖縄 株式会社 | 沖縄県那覇市おもろまち1丁目3番12号 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務で賃貸借する機器類は、既存の埋蔵文化財情報共有化システムに随時アクセスして使用するものであり、システムの一部を構成するものである。単一システムの構成にあたっては、同一の業者に設定・維持管理等をさせなければ、障害発生時の対応や連絡体制が煩雑となり、業務に支障を来す恐れがあり、また、場合によっては管理責任の所在が不明確となり、システムの運用自体が困難となる場合も想定されるため、既存システムの受注業者を契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |

教育委員会における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|---------------------|-----------|-----------|-----------------|---------------------|------------------|--|--------|
| 32 | 埋蔵文化財センター | パソコン機器一式賃貸借業務(トリイ) | 令和4年4月25日 | 842,160 | 富士ファイルムBI沖縄株式会社 | 沖縄県那覇市おもろまち1丁目3番12号 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務で賃貸借する機器類は、既存の埋蔵文化財情報共有化システムに随時アクセスして使用するものであり、システムの一部を構成するものである。単一システムの構成にあたっては、同一の業者に設定・維持管理等をさせなければ、障害発生時の対応や連絡体制が煩雑となり、業務に支障を来す恐れがあり、また、場合によっては管理責任の所在が不明確となり、システムの運用自体が困難となる場合も想定されるため、既存システムの受注業者を契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 33 | 埋蔵文化財センター | パソコン機器一式賃貸借業務(首里高校) | 令和4年4月25日 | 999,460 | 富士ファイルムBI沖縄株式会社 | 沖縄県那覇市おもろまち1丁目3番12号 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務で賃貸借する機器類は、既存の埋蔵文化財情報共有化システムに随時アクセスして使用するものであり、システムの一部を構成するものである。単一システムの構成にあたっては、同一の業者に設定・維持管理等をさせなければ、障害発生時の対応や連絡体制が煩雑となり、業務に支障を来す恐れがあり、また、場合によっては管理責任の所在が不明確となり、システムの運用自体が困難となる場合も想定されるため、既存システムの受注業者を契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 34 | 埋蔵文化財センター | 高圧引込ケーブル取替修繕 | 令和4年4月25日 | 3,338,107 | 株式会社ナカソネ電省 | 沖縄県中頭郡西原町字幸地332番地 | 第167条の2第1項第2号 | 発生し復旧するため、自家用電気工作物保安管理業務を委託している(株)ナカソネ電省に現場確認を依頼したところ、電柱から当センター建物内の受変電盤に電気を供給している高圧ケーブルに穴が空いていることが発覚し、応急措置として、電柱から中間点までの高圧ケーブルを切除し、不良部分のみの取替え、接合という通常のケーブル取替とは全く異なる工法で取替修繕を行った。本業務は当時行うことができなかった高圧ケーブルの全面交換であるが、当該工事は施設全体を停電する必要がことから迅速かつ確実に取替を行わなければならない。また、工事中に前述の応急処置に起因して取替実施前に予期し得ぬ事態が発生した際は適切な対応が求められる。よって当センターの自家用電気工作物の保安管理業務を行っており、昨年度の停電発生時も応急措置を行い現場の状況に精通している(株)ナカソネ電省を選定した。 | 特命随意契約 |
| 35 | 名護高等学校 | 令和4年度学校検診業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,391,940 | (一社)沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2第1項第2号 | 学校健康保健法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意契約 |

教育委員会における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|----------------------|----------|-----------|-------------------------|-------------------|------------------|--|--------|
| 36 | 前原高等学校 | 学校健診業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,396,780 | (一財)沖縄県健康づくり財団 | 沖縄県島尻郡南風原町宮平212番地 | 第167条の2第1項第2号 | 学校保健法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 37 | 具志川高等学校 | 生徒及び職員の定期健康診断委託契約 | 令和4年4月1日 | 1,067,880 | (一社)沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2第1項第2号 | 学校保健法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 38 | コザ高等学校 | 定期健康診断委託業務 | 令和4年4月1日 | 1,678,380 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2第1項第6号 | 学校保健法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないので、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | |
| 39 | 球陽高等学校 | 令和4年度生徒・職員定期健康診断業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,409,705 | 一般社団法人 中部地区医師会検診センター | 北谷町字宮城1-584 | 第167条の2第1項第2号 | 学校保健安全法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 40 | 北谷高等学校 | 令和4年度学校健診業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,323,300 | 一般社団法人 中部地区医師会検診センター | 北谷町字宮城1-584 | 第167条の2第1項第2号 | 学校保健安全法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 41 | 北中城高等学校 | 令和4年度学校検診業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,262,910 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2第1項第2号 | 学校保健安全法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 42 | 普天間高等学校 | 生徒及び職員の定期健康診断委託契約 | 令和4年4月1日 | 1,599,180 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 沖縄県南風原町字宮平212番地 | 第167条の2第1項第2号 | 学校保健法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意契約 |

教育委員会における随意契約の実績（令和4年度1／四半期分）

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|----------------------------------|----------|-----------|-----------------------|--------------------|-----------------------|---|------------|
| 43 | 宜野湾高等学校 | 生徒・職員(全日制・通信制)の健康診断業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,356,410 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 学校保健法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意 契約 |
| 44 | 西原高等学校 | 令和4年度 学校健診業務 委託 | 令和4年4月1日 | 1,504,800 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 学校保健安全法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意 契約 |
| 45 | 浦添高等学校 | 令和4年度学 校検診業務委 託契約 | 令和4年4月1日 | 1,573,440 | 一般財団法人沖縄県健康 づくり財団 | 沖縄県島尻郡南風原町 字212 | 第167条の2 第1項第2号 | 学校保健安全法施行規則第5条第1項により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の学校行事等による過密な日程に対応可能な当該業者を選定した。 | 特命随意 契約 |
| 46 | 那覇国際高等学校 | 令和4年度 学校健診業務 委託 | 令和4年4月1日 | 1,642,080 | 一般財団法人 沖縄県健康 づくり財団 | 南風原町字宮平212番 地 | 第167条の 2第1項第2 号 | 学校保健安全法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施できる事業者を選定した。 | 特命随意 契約 |
| 47 | 陽明高等学校 | 令和4年度生 徒職員の学校 健診業務委託 契約 | 令和4年4月1日 | 1,247,840 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 学校保健安全法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することが出来る事業者を剪定した。 | 特命随意 契約 |
| 48 | 陽明高等学校 | 令和4年度塵 芥処理業務手 数料 | 令和4年4月1日 | 1,131,144 | 有限会社浦添清掃 | 浦添市仲西1丁目23番 9号 | 第167条の2 第1項第2号 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第6項、第11項による浦添市の地区割り制度実施で許可業者が指定されているため。 | |

教育委員会における随意契約の実績（令和4年度1／四半期分）

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|-----------------|----------|-----------|-------------------|-----------------|-------------------|---|--------|
| 49 | 首里高等学校 | 令和4年度 健康診断業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,775,290 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2 第1項第2号 | ①学校保健安全法施行規則で定められた期間内に健診業務の実施が可能な機関であること。 ②他の健診機関から受託を辞退されていること。 ③過去においても学校側の要望にも柔軟かつ誠実に検査を実施していること。 ④継続的なデータ蓄積に基づく保健指導ができること。 | 特命随意契約 |
| 50 | 首里東高等学校 | 生徒・職員健康診断委託契約 | 令和4年4月1日 | 1,077,230 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 沖縄県南風原町字宮平212番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 県内各種学校約800校に対し、検診業務を行える業者が10社しかおらず、入札手続を踏むと検診準備(資材の調達・人員の配置・学校行事計画との調整等)に時間を要する為、学校保健安全法施行規則第5条に基づく期限(6月末日)での実施が難しく、1社随契にせざるを得なく、当該契約相手方は多数の学校検診業務の実績があり、適切かつ誠実に履行している。また、本校においても過去データの蓄積があることから生徒・職員の健康管理の継続・統計利用に非常に有用ある。以上のことより選定した。 | 特命随意契約 |
| 51 | 開邦高等学校 | 令和4年度学校検診業務委託契約 | 令和4年4月1日 | 1,062,600 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 沖縄県島尻郡南風原町字212 | 第167条の2 第1項第2号 | 学校保健安全法施行規則第5条第1項により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の授業時間数や学校行事等による過密な日程に対応可能な当該業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 52 | 那覇高等学校 | 学校検診業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,586,640 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 学校保健安全法施行規則第5条第1項により健康診断を6月30日までに実施しなければならない為、本校の学校行事等による過密な日程に対応可能な当該事業者を選定した | 特命随意契約 |
| 53 | 小禄高等学校 | 学校健診業務委託契約 | 令和4年4月1日 | 1,474,715 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 学校保健安全法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないが、本校の行事日程にあわせて実施する事が可能であり、未受検者の追加健診に対応可能な事業者を選定した。 | 特命随意契約 |

教育委員会における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|----------------------|----------|-----------|----------------------|-----------------|-----------------------|--|--------|
| 54 | 那覇西高等学校 | 令和4年度健康診断業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,688,280 | (一社)沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2第1項第6号 | 学校健康安全法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 55 | 豊見城高等学校 | 健康診断業務 | 令和4年4月1日 | 1,397,440 | 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校保健安全法に定める期日までに健康診断を実施するためには、学校行事等に合わせた対応が可能な業者を選定しなければならないため1者見積もりとした。 | 特命随意契約 |
| 56 | 南風原高等学校 | 学校健診業務委託(生徒・職員の健康診断) | 令和4年4月1日 | 1,283,260 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2第1項第2号 | 学校行事計画の定期健康診断日に検診可能であること(学校保健安全法施行規則第5条第1項に基づき6月30日までに健診を行う)、生徒・職員名簿一覧表および個票の作成、健診結果各人用として対応可能であること、学校の要望に応じて集配・追加検査を実施可能であること、健診データを蓄積し、緊急時に学校へ提供可能であることを条件としているため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 57 | 知念高等学校 | 生徒・職員の健康診断業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,360,810 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212 | 第167条の2第1項第2号 | 学校保健安全法施行規則において毎年度6月30日までにを行うことが定められており、実施日を年間行事計画を基に日程調整を行う必要があるため、対応できる業者が限られていることから随意契約 | 特命随意契約 |
| 58 | 糸満高等学校 | 学校健診業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,540,110 | (一財)沖縄県健康づくり財団 | 沖縄県島尻郡南風原町宮平212 | 第167条の2第1項第2号 | 学校保健安全法施行規則第5条第1項により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の学校行事等による過密な日程に対応可能な当該業者を選定した。 | 特命随意契約 |

教育委員会における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|----------|----------------------------|----------|-----------|--|-----------------|-----------------------------------|--|--------|
| 59 | 宮古高等学校 | 健康診断業務委託契約 | 令和4年4月1日 | 1,177,726 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 沖縄県南風原町字宮平212番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 学校保健安全法施行規則第5条第1項により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 60 | 中部農林高等学校 | 令和4年度学校健康診断業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,584,165 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 学校保健安全法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 61 | 美里工業高等学校 | 健康診断業務委託契約 | 令和4年4月1日 | 1,074,590 | 一般財団法人沖縄県健康作り財団 | 沖縄県南風原町宮平212番地 | 第167条の2 第1項第6号 | 学校保健安全法施行規則第5条第1項により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 62 | 浦添工業高等学校 | 生徒・職員の定期健康診断業務委託 (単価契約) | 令和4年4月1日 | 1,309,220 | 一般社団法人沖縄県健康づくり財団 ※左記契約金額は、年間の執行予定額。 | 南風原町字宮平212番地 | 地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号 | 生徒の健康診断は6月30日までにを行うこととされており(学校保健法施行規則第3条)、各学校間で検査時期が集中することになるため、年間行事計画の日程通り調整が可能な左記指名業者を選定して見積もりを徴した。また、当該指名業者は前年度も委託しており健診データの蓄積で、継続した健康指導を受けることができるなど、過去の実績を勘案して選定した。 | 特命随意契約 |
| 63 | 那覇工業高等学校 | 学校健康診断業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,022,670 | (一財)沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212 | 第167条の2 第1項第6号 | 学校保健法施行規則第5条により6月30日までに健康診断を行なわねばならないと定められている。県内の公立学校(小中高特支)の全てがそれまでに検診体制を整え受診する必要がある。この期間中に競争入札を行い契約・健康診断を実施することは日程的に困難であるため随意契約とした。また、契約締結後すみやかに健康診断を実施しなければならないが、本校の日程調整で設定された定期健康診断日に実施でき、全日制課程・定時制課程の時間帯に変動的に対応し、未受検者に対する追加検診を実施できるのは、左記業者のみであった。 | 特命随意契約 |

教育委員会における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--------------------------------------|--------------|-----------|----------------------|----------------------------|-----------------------|---|------------|
| 64 | 沖縄工業 高等学校 | 令和4年度学 校検診業務委 託 | 令和4年4 月1日 | 1,646,315 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番 地 | 第167条の 2第1第2号 | 学校保健安全法により健康診断を6月30日までに 実施しなければならないため、本校の行事日程に 合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意 契約 |
| 65 | 中部商業 高等学校 | 令和4年度学 校検診業務委 託契約 | 令和4年4 月1日 | 1,149,720 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番 地 | 第167条の 2第1項第2 号 | 3社指名競争入札の結果、2社より辞退届の提出があ った。再度入札になると学校保健安全法による健 康診断を6月30日までの実施や、本校の行事日程 に合わせて実施できる事業者を選定することが厳し いため、過去実績、欠席者に対しても対応してく れる業者と随意契約を行った。 | 特命随意 契約 |
| 66 | 浦添商業 高等学校 | 令和4年度塵芥 処理業務委託 契約 | 令和4年4 月1日 | 1,220,100 | (有)又吉クリーンサービ ス | 沖縄県浦添市牧港1-32- 3 丸栄荘2F2号 | 第167条の2 第1項第2号 | 浦添市では廃棄物の処理及び清掃に関する法律に 基づき、事業系ごみの収集・運搬については許可業 者による地区割り制度を実施している。そのため本 校所在地の割当て業者と契約をしている。 | 特命随意 契約 |
| 67 | 浦添商業 高等学校 | 令和4(2022) 年度 学校健 診業務委託 | 令和4年4 月1日 | 1,262,910 | (一財)沖縄県健康づくり 財団 | 沖縄県島尻群南風原町 宮平212 | 第167条の2 第1項第2号 | 生徒の健康診断は学校保健安全法により毎年6月 30日までに行うこととされている。そのため沖縄本 島の学校の日程調整、器具の発注等を考えると4 月に入札を行うことは困難であるため、随意契約を 行うこととし、本校の行事日程や欠席者の再健診に 対応可能である該当業者を選定した。 | 特命随意 契約 |
| 68 | 那覇商業 高等学校 | 令和4年度学校 検診事業業務 委託(全日制・ 定時制) | 令和4年4 月1日 | 1,985,500 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番 地 | 第167条の2 第1項第2号 | 学校保健法により健康診断を6月30日までに実施し なければならないため、本校の行事日程に合わせ て実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意 契約 |
| 69 | 沖縄盲学 校 | 令和4年度高等 部普通科点字 教科書購入 | 令和4年4 月1日 | 2,047,400 | 社会福祉法人 東京点字出版社 | 東京都三鷹市下連雀3- 32-10 | 第167条の 2第1項第2 号 | 教科書を点訳する出版所については全国盲学校普 通教育連絡協議会から届く一覧表の中から教科書 を採択することになっている。そのため発行できる 相手方は他に存在せず左記の業者でなければ納 入できない。 | 特命随意 契約 |

教育委員会における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----------|-----------------------------|----------|-----------|-------------------|---------------------|------------------|--|--------|
| 70 | 沖縄盲学校 | 令和4年度高等部普通科点字教科書購入 | 令和4年4月4日 | 1,184,070 | 視覚障害者支援総合センター | 杉並区桃井4-4-3スカイコート西荻窪 | 第167条の2第1項第2号 | 教科書を点訳する出版所については全国盲学校普通教育連絡協議会から届く一覧表の中から教科書を選択することになっている。そのため発行できる相手方は他に存在せず左記の業者でなければ納入できない。 | 特命随意契約 |
| 71 | 沖縄ろう学校 | 学校検診業務委託 | 令和4年4月1日 | 191,884 | (一財)沖縄県健康づくり財団 | 沖縄県島尻郡南風原町宮平212 | 第167条の2第1項第2号 | 学校保健法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 72 | 美咲特別支援学校 | 令和4年度 学校健診業務委託契約書(児童生徒,職員) | 令和4年4月1日 | 1,281,784 | 一般社団法人日本健康倶楽部沖縄支部 | 沖縄県沖縄市字登川3169番地 | 167条の2第1項第2号 | 学校保健法により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に合わせて実施することができる事業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 73 | 島尻特別支援学校 | 令和4年度 学校健診業務委託 | 令和4年4月1日 | 1,570,558 | 一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 | 沖縄県南風原町字宮平212番地 | 第167条の2第1項第2号 | 学校保健安全法施行規則第5条第1項により健康診断を6月30日までに実施しなければならないため、本校の行事日程に対応可能な事業者を選定した。 | 特命随意契約 |
| 74 | 八重山特別支援学校 | 沖縄県立八重山特別支援学校バス賃貸借及び運行業務契約書 | 令和4年4月4日 | 1,483,845 | 東運輸株式会社 | 沖縄県石垣市真栄里908番地 | 第167条の2第1項第8号 | 一般競争入札を実施したが、応札がなかったため、「沖縄県随意契約ガイドライン」に基づき、入札参加者以外の者から見積書を徴し、契約相手と決定した。 | 特命随意契約 |